

# 福島県教育委員会平成24年8月定例会会議抄録

1 日 時	平成24年8月21日(火) 午後1時30分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	遠藤委員長、1番 小野委員、2番 境野委員、3番 日下委員、4番 高橋委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、委員長から8月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、日下委員、高橋委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記録係の指名	委員長から武田副主査が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第1号は、平成25年度に県立高等学校で使用する教科用図書の採択について諮るもの。
	議案第2号は、平成25年度に県立特別支援学校小学部、中学部及び高等部で使用する教科用図書の採択について諮るもの。
	議案第3号は、市町村公立学校長の人事異動について決定し、発令しようとするもの。
	議案第4号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。
(6) 会議の非公開	ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第3号及び議案第4号について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。

(7) 議 案 審 議

議 案 第 1 号

平成25年使用県立高等学校の教科用図書採択について（議案第1号）、高校教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

委員：資料4ページの通知を見ると、学校から「教科書選定理由書」が提出されることになっているが、この選定理由書にはどのようなことが書かれているのか。

高校教育課長：まず、各学校の教育目標、教育課程があり、どのような生徒を育てていきたいか、そのためにはどのようなことを学ぶのかという観点から、それぞれの学校、生徒の状態に合わせて教科書を選定していくという旨の理由書である。

委員：今、書籍の電子化という流れがあると聞いているが、私自身は、教科書そのものの電子化という動きには非常に危惧を持っている一人である。県教委としては、この大きな流れをどのように受け止め、どのような方針で今後臨んでいくのか。

高校教育課長：教科書自体は今後も製本された形で出され、電子用黒板を使用するような際に電子化されたデータを使って授業を行うことが考えられるが、基本的には従来どおりの教科書が今後も選定されていくと思われる。

議 案 第 2 号

平成25年使用県立特別支援学校小学部・中学部・高等部の教科用図書採択について（議案第2号）、特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

委員：ボランティア団体名の項目があり、団体名が書かれているが、どのようなボランティアなのか。

特別支援教育課長：各都道府県にボランティア団体として教科書を大きく拡大している会社があり、福島県には「郡山かわずの会」という会社がある。

<p>(8) 前回会議録の承認</p> <p>(9) 議案審議 議案第3号 議案第4号</p> <p>(10) 次回の日程</p> <p>(11) 閉会</p>	<p>委員：普通の教科書を拡大コピーしている会社なのか。 特別支援教育課長：基本的に検定済み教科書を拡大している。</p> <p>委員：資料7ページの盲学校高等部で使用する教科書は、普通の高等学校用教科書なのか。 特別支援教育課長：高等学校用教科書と同内容の教科書である。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。 委員長が、平成24年7月定例会会議録について承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p> <p>福島県市町村公立学校長の人事について（議案第3号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第4号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>平成24年9月14日（金）午後1時30分に定例会を開会することが決定された。</p> <p>午後1時53分閉会となった。</p>
<p>上記の記録の正確なことを認め、ここに署名する。</p> <p>平成24年9月14日</p>	